

○猟銃安全指導委員制度運用要領の制定について(通達)

(平成 21 年 12 月 3 日岡生企第 1406 号警察本部長例規)

改正 平成 23 年 3 月岡務第 176 号 平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号
平成 27 年 5 月 28 日岡生企第 479 号

各部長
首席監察官
各統括官
各所属長

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号)第 28 条の 2 第 1 項及び猟銃安全指導委員規則(平成 21 年国家公安委員会規則第 12 号)の規定による猟銃安全指導委員制度の運用について、別添のとおり猟銃安全指導委員制度運用要領を定め、平成 21 年 12 月 4 日から施行することとしたので、関係者に周知徹底を図るとともに、その取扱いに誤りのないようにされたい。

別添

猟銃安全指導委員制度運用要領

1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。)第 28 条の 2 第 1 項の規定による猟銃安全指導委員(以下「委員」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委嘱等

(1) 委嘱

委員の委嘱は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が猟銃安全指導委員規則(平成 21 年国家公安委員会規則第 12 号。以下「規則」という。)第 2 条第 1 項の規定による警察署長の推薦により、*委嘱状(様式第 1 号)を交付して行うものとする。

(2) 警察署長の推薦

警察署長は、委員を推薦するときは、活動区域内に居住し、当該活動区域の事情に精通していると認められる者で、法第 28 条の 2 第 1 項各号に定める委嘱の要件を満たしているものについて、当該活動区域の状況等を考慮した上、*猟銃安全指導委員委嘱推薦書(様式第 2 号)により行うものとする。

(3) 猟銃安全指導委員カードの作成

警察署長は、委員が委嘱されたときは、当該委員に関する*猟銃安全指導委員カード(様式第 3 号)を 2 部作成し、1 部を生活安全部生活安全企画課あて送付して他の 1 部を警察署において保管するものとする。

(4) 関係者に対する周知

規則第 2 条第 2 項の規定による委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域の周知は、委嘱後速やかに警察署等の掲示板に掲示し、関係団体の機関誌等への掲載を依頼するなどの方法によるものとする。

3 活動区域及び委嘱人数

委員の活動区域は警察署の管轄区域を標準とし、活動区域ごとの委嘱人数は当該活動区域内の猟銃所持者数 50 人に 1 人の割合とする。ただし、猟銃所持者が 50 人に満たない区域であっても、当該区域に最低 1 人を委嘱するものとする。

4 活動内容及びその方法

(1) 活動内容

警察署長は、委員に対し法第 28 条第 2 項各号に掲げる職務及び規則第 4 条各号に掲げる活動について、随時指導を行うものとする。

(2) 活動方法

ア 人数

委員が活動を行うときは、単独で、又は共同して行うものとする。

イ 活動の分担

警察署長は、複数の委員が委託されている場合は、委員の活動の効果が活動区域全体に効果的に及ぶよう、それぞれの委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するものとする。

5 遵守事項

(1) 警察署長は、委員に対し規則第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定された事項を遵守するよう十分指導するものとし、委員がこれらの事項に違反したと認められるときは、当該委員を解嘱すべき場合を除き、必要な指導を行うものとする。

(2) 警察署長は、委員に対し規則第 6 条第 1 項の規定による猟銃安全指導委員証の携帯及び提示並びに同条第 2 項の規定による腕章の着用に関し委員を指導するとともに、委員がその身分を失ったときは、これらの返納を求めるものとする。

6 研修

規則第 7 条の規定による委員に対する研修(以下「研修」という。)は、別表に定める基準により行うものとする。

7 解嘱手続等

(1) 委員を解嘱しようとするときは、委員の所在が不明であるときを除き、当該委員に対し、あらかじめ解職の理由を*通知書(様式第 4 号)により通知して当該委員に弁明の機会を与えることとする。

(2) 警察署長は、委員について法第 28 条の 2 第 7 項各号に定める解嘱事由を認知したときは、*解職事由認知報告書(様式第 5 号)に関係資料を添えて、公安委員会に報告するものとする。

- (3) 警察署長は、委員が辞職を申し出たときは、*辞職願(様式第6号)の提出を求め、公安委員会の承認を得るものとする。
- (4) 警察署長は、委員が解嘱されたとき又は辞職が承認されたときは、*解嘱状(様式第7号)を交付するものとする。ただし、当該委員の所在が不明のため書面を交付することができないときは、この限りでない。
- (5) 委員が解嘱されたとき又は辞職が承認されたときは、警察署長は、速やかに当該委員の氏名及び活動区域並びに解嘱した日について、1(4)に定める周知の措置をとるものとする。

8 災害補償

委員は、任務遂行中に災害(負傷、疾病、廃疾又は死亡をいう。以下同じ。)を受けたときは、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年岡山県条例第46号)の規定により、療養、休養、障害及び遺族補償を受けられることから、委員が任務遂行中に災害を受けた場合は、速やかに届出を求めるとともに、警察署長は、条例等に定める所定の手続をとるものとする。

9 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
猟銃安全指導委員委嘱推薦書	生活安全企画課	3年
猟銃安全指導委員カード	生活安全企画課及び作成した警察署	3年
解嘱事由認知報告書	生活安全企画課	3年
辞職願	生活安全企画課	3年

別表

委員に対する研修の実施基準

1 研修の目的

研修は、委員の職務の適正かつ効果的な執行を確保することを目的とする。

2 研修計画

研修は、受講する委員の便宜に資するためにも、あらかじめ計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 研修の方法

研修は、法令の条文、統計資料等を効果的に活用して行うものとする。

4 講師

研修の講師は、研修事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 研修項目等

研修項目等は、規則に基づき、おおむね次の表のとおりとする。

(1) 定期研修

研修項目	研修内容	研修時間
1 猟銃の所持許可の状況並びに 猟銃の所持及び使用による危害の 発生状況	(1) 猟銃の所持許可状況 主として、都道府県内における猟銃の許可 状況のほか行政処分等の状況を理解させる。 (2) 猟銃による危害発生の状況 主として、都道府県内における猟銃等による 事件事故の発生状況、猟銃の盗難事件の実 態等を理解させる。	1～ 1.5 時間
2 法第 28 条の 2 第 2 項各号に掲 げる職務を遂行するために必要な 知識及び技能に関すること。	(1) 知識 猟銃所持者に対する必要な助言、猟銃の検 査に関しての技術的な協力、民間団体等への 協力等の方法、留意事項等を理解させる。 (2) 技能 実技指導、シミュレーション等により、上 記職務の実務を理解させる。	2～ 2.5 時間

(2) 委嘱時研修

研修項目	研修内容	研修時間
1 定期研修 1～2 と同 じ。	同左	3～ 4 時 間
2 法第 28 条の 2 第 2 項 各号に掲げる職務を遂行す るために必要な法令の知識 に関すること。	(1) 法の概要 法の目的及び規制の概要を理解させる。 (2) 委員の法的地位及び職務倫理 委員が特別職の地方公務員であること、その自発的 な意思に基づく活動を期待されていること等を理解さ せる。 (3) 委員の職務 委員の職務の概要について理解させる。 (4) 委員の守秘義務 守秘義務に関する留意事項を理解させる。 (5) その他の関係法令 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)、鳥獣の保 護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)等の法令のうち、猟銃所持者に関係す る違反や関係機関の役割等を理解させる。	1～ 2 時 間